

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年9月18日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職 理事 田中 良典
(公 印 省 略)

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度海外における熱中症対策事例調査業務

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 期間

契約締結の日～令和7年3月31日

(4) 納入場所

独立行政法人環境再生保全機構 熱中症対策部地域熱中症対策課

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

① 入札者は、提案書を作成し、提出しなければならない。

② 入札金額は、総価とする。入札者は、仕様に規定するもの等、業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

③ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札に参加することができない者

① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

② 取扱細則第5条に規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為

をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など

- (2) 令和04・05・06年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、役務の提供等の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (3) 入札説明書、契約書（案）、仕様書及び本件入札に必要なその他の書類（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (5) 個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること。（非該当項目を除く。）
- (6) 過去5年間に於いて、国等の機関から現地調査を含む海外調査業務を請け負った実績を有していること。
- (7) 資料検索業務において指定を想定する文献を3本挙げ、それぞれについて Summary（日・英併記 各 200 字程度）を提出が可能であること。なお、Summary は、文献内容を的確かつ簡潔にまとめること。※単なる文献の Abstract のコピーは Summary と認めない。

3. 入札者の義務

上記2.（2）の資格審査結果通知書の写し、（5）個人情報管理状況調査票、（6）過去5年間に於いて、国等の機関から現地調査を含む海外調査業務を請け負った実績の要件を満たしていることが確認できる資料、（7）資料検索業務において指定を想定する文献を3本挙げ、それぞれについて Summary（日・英併記 各 200 字程度）を令和6年10月4日（金曜日）17時00分までに4.（1）に示す宛先へ電子メール、FAX又は送付（必着）にて提出すること。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー 8 階

独立行政法人環境再生保全機構

熱中症対策部熱中症情報管理課 根本、高地

e-mail info-heat@erca.go.jp

電 話 044-520-9589 F A X 044-520-2192

（2）入札説明書等の交付期間

本公告の日から令和6年10月4日（金曜日）までにおける平日 10 時 00 分～17 時 00 分の時間帯とし、電子メール、FAXにより上記（1）に以下の必要事項を記入の上、連絡すること（電子メール又はFAXによる交付が受けられない者は、上記（1）に連絡し、相談すること）。

＜必要事項＞

件 名：【入札説明書等希望】令和6年度海外における熱中症対策事例調査業務

- 本文： ①名称・商号
②所属部署
③担当者名
④郵便番号・住所
⑤メールアドレス
⑥電話番号
⑦FAX番号

- (3) 入札説明会の日時及び場所
開催しない。

5. 提案書の提出期限及び競争執行の場所等

- (1) 提案書の提出期限及び場所

令和6年10月4日（金曜日）17時00分まで

上記4.（1）に示すとおり

入札書の提出方法は、持参、郵送（書留など配達記録が残るものに限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法による。なお、郵送又は特定信書便の場合には、提出期限までに必着のこと。ただし、入札書以外の資料に係る提出方法は、電子媒体による提出も可とする。

特定信書便による提出を行う場合は、特定信書便事業者に該当する法人であることを確認すること。特定信書便事業者に該当する法人情報については総務省ホームページを確認すること。（https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html）

- (2) 提案書に関するヒアリング

上記（1）の期限までに有効な提案書等を提出した者に対して、必要に応じて連絡し実施する。

提出した提案書等の説明依頼の連絡を受けた者は、以下の実施日・場所において、プレゼンテーション15分、質疑応答10分に対応するものとする。

- ① 実施日

令和6年10月8日（火曜日）

（詳細な時間は令和6年10月7日（月曜日）17:00までに連絡する。）

- ② 場所

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー9階

独立行政法人環境再生保全機構 第4会議室

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年10月18日（金曜日）14時00分から

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階

独立行政法人環境再生保全機構 第1会議室

入札書関係書類の提出方法は、上記5.(1)のとおりであり、令和6年10月4日（金曜日）17時00分までに必着のこと。

(注) 提案書と同時に入札書を提出された場合であって、入札に立ち会わない場合は、当機構職員が提出された入札書を入札箱に投函する。

6. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金に関する事項

免除する。

(3) 入札者に要求される事項

競争執行（入札及び開札）日の前日までの間において契約担当職理事から提案書に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 提案書の審査

入札者から提出された提案書は、当機構において総合評価基準に定める評価基準に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。

なお、この審査の可否結果は、令和6年10月17日（木曜日）17時00分までにメールにて連絡する。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

① 次の要件を満たす入札者のうち、総合評価基準に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 入札価格が独立行政法人環境再生保全機構会計規程第46条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ. 提案書が、当機構の審査の結果、不合格通知を受けていないこと。

② ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、上記①の各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も数値

が高い者を落札者とすることがある。

(8) 契約締結日は令和6年10月25日(金曜日)を予定している。

(9) 詳細は入札説明書による。

7. 契約情報の公表について

(1) 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いします。

なお、入札又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなすこととする。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第 5 条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。